

指定難病の医療費助成を申請される皆さまへ

申請の流れについて

【申請の種類】

遡りが可能な申請は、「**新規申請**」と「**変更申請（疾病追加）**」です。

新規申請

変更申請

疾病追加

それ以外

- ・指定医療機関の変更
- ・自己負担上限額の変更

更新申請

対象

申請書の「支給開始を希望する日等」を記載して申請してください。

対象外（※1）

申請書の「支給開始を希望する日等」の記載は不要です。

（※1） ただし、支給認定有効期間満了後の申請となってしまった方は遡りの対象となります。

【申請書の記載方法】

申請書に医療費の支給開始を希望する日等を記載していただく必要があります。

「申請書」と「臨床調査個人票」等(以下参照)をご用意いただき、右ページのフローに倣って、支給開始を希望する日等を記載してください

【申請書の例】

特定医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日（※4.5）	【左記の欄が申請日から1か月以上前の年月日となっている理由】 <input type="checkbox"/> 臨床調査個人票の受領に時間を要したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> その他
-----------------------------------	--

私は、上記のとおり、特定医療費の支給を申請します。

申請者氏名 **A** 年 月 日

〇〇〇〇都道府県知事、〇〇〇〇市長 殿

こちらの欄

■重症度分類を満たす方の場合

【臨床調査個人票】

記載年月日	西暦	年	月	日	
B	診断年月日	西暦	年	月	日

■軽症高額該当基準を満たす方の場合

【領収書等】

領収書等で確認した

B 「軽症高額該当基準を満たした日の翌日」

※「重症度分類」および「軽症高額該当基準」の両方満たす方は、より遡りが可能な日を記載し、適用することができます。

A : 特定医療費の申請日

B : (重症度分類を満たす方)臨床調査個人票に記載されている診断年月日
(軽症高額該当基準を満たす方)領収書等で確認した「軽症高額該当基準を満たした日の翌日」

A から **B** までの期間が、1か月以内である

はい

いいえ

B の日付を記載してください。右側のチェックボックスの記載は「不要」です！

申請が遅れたことにやむを得ない理由がある

はい

いいえ

A から **B** までの期間が3か月以内である

はい

いいえ

B の日付を記載してください。右側のチェックボックスの記載が「必要」です！

A から3か月前の日付を記載してください。右側のチェックボックスの記載が「必要」です！

A から1か月前の日付を記載してください。右側チェックボックスの記載は「不要」です！

◆1か月前（3か月前）の考え方◆
1か月前または3か月前の同日を記載してください。ただし、同日が存在しない場合は、月末の日を記載してください。

（例1）

A が11月15日の場合の1か月前 ⇒ **10月15日**を記載

（例2）

A が5月31日の場合の1か月前 ⇒ **4月30日**を記載

※ ただし、法律の施行日である2023(令和5)年10月1日より前には遡れませんのでご注意ください。

※ 上記のフロー図は最大限遡れる日を示しております。その日までの間で任意の日を記載いただくことも可能です。

やむを得ない理由の例については、次のページをご参照ください